# 処理施設の敷地の位置

名 称	敷地の位置 敷地面積		備考
	白井市折立字前原		
	32 番 7、32 番 8、32		
産業廃棄物処理施設	番 9、32 番 16、32 番	10, 699. 28 m²	市街化調整区域
株式会社フジコー	21、32番22、99番1		
代表取締役 小林 直人	の一部		
	折立字横堀 31 番 4、		
	31番7		

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

# (理由)

本敷地は、市街化調整区域に位置しており、幅員6メートルの市道に接して車両の 通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

## 計画概要書

- 1 施設の種類 産業廃棄物処理施設
- 2 施設の処理能力 破砕施設(4基)

木くず 合計 2 4 0 t/日 (<sup>前回許可</sup> 2 4 0 t/日)

廃プラスチック類 合計 180t/日 (前回許可 95t/日)

がれき類 合計<u>160</u>t/日 (<sup>前回許可</sup>320t/日)

焼却施設(3基)

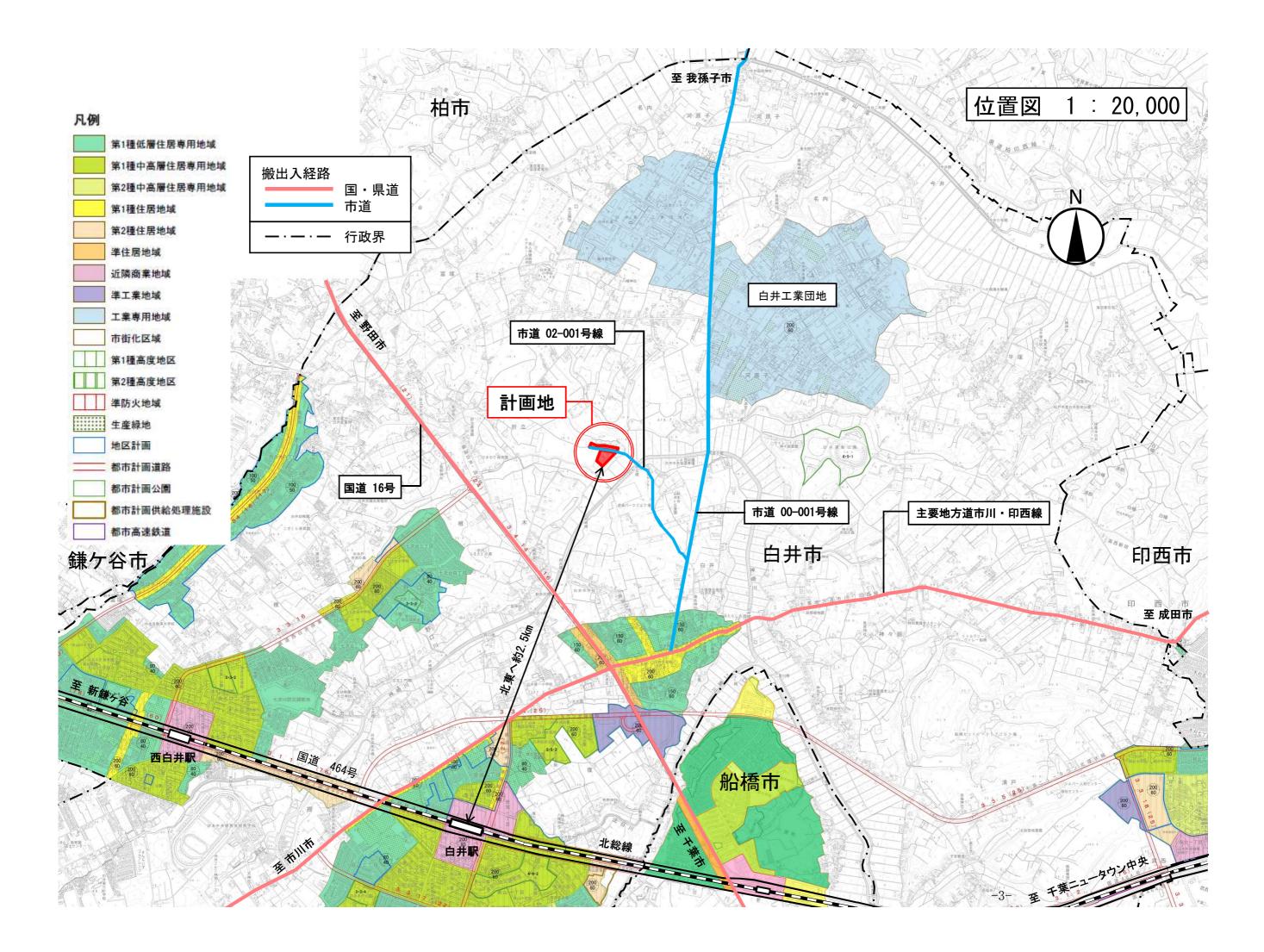
混焼 合計 1 5 3.6 t/日 (<sup>前回許可</sup> 1 5 3.6 t/日)

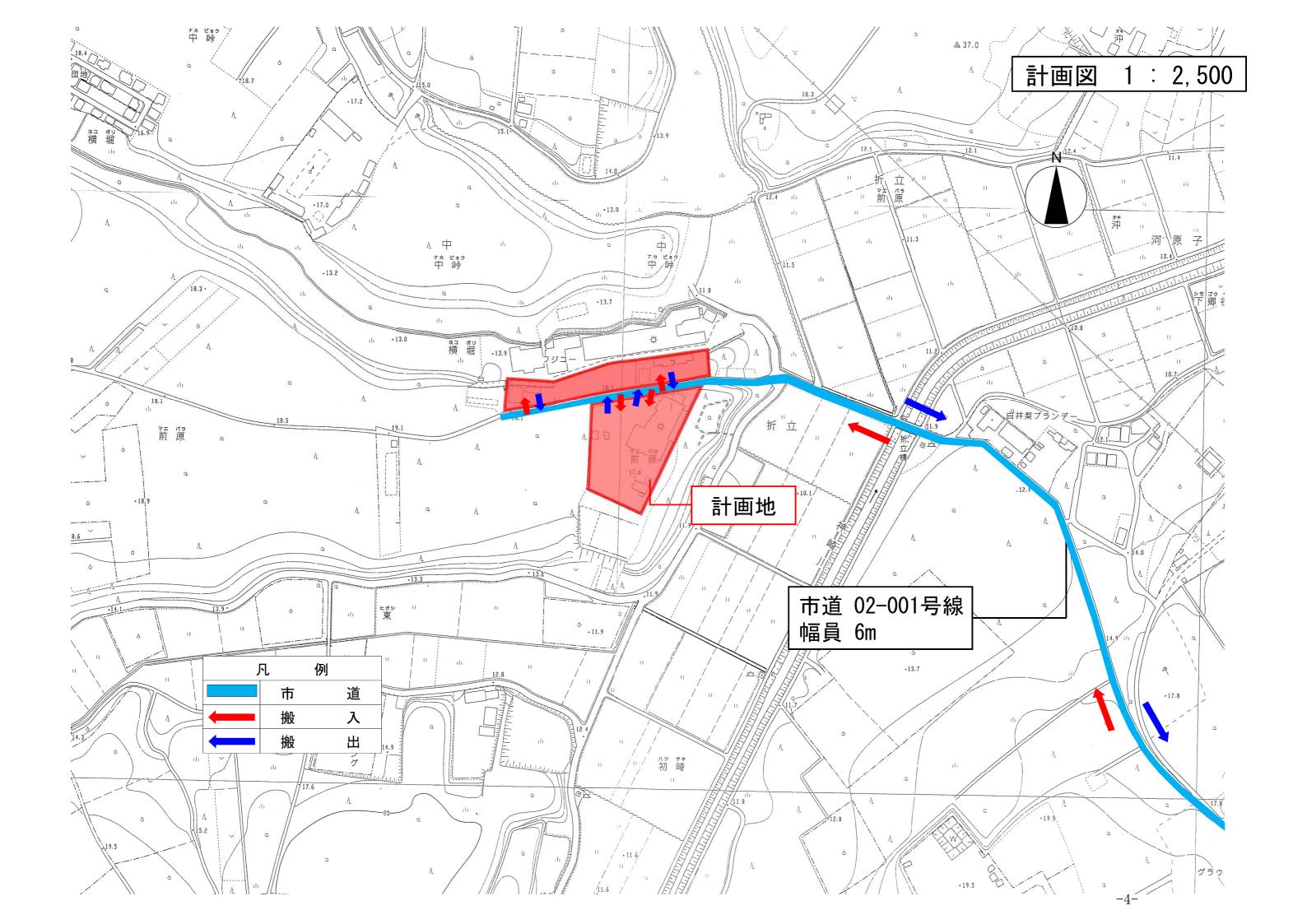
(うち廃プラスチック類 合計 64.3t/日(<sup>前回許可</sup>37.6t/日)

※ 今回は、バイオマスガス化発電施設において処理する木くず 等の廃棄物の確保が困難なため、廃プラスチック類等が混入 した廃棄物も処理できるよう、処理品目を追加するもの。

廃棄物は全て敷地内で破砕・焼却処理しており、施設全体の焼却量は変わらない。敷地に変更はなく、増築工事は伴わない。

3 建築物 既存 9 棟





# 第189回千葉県都市計画審議会「第4号議案」概要

# 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(白井市)について

## 1 施設の概要

	産業廃棄物処理施設						
名 称	株式会社 フジコー 代表取締役 小林 直人						
敷地面積	10,699.28 ㎡ 前面道路幅員 6m						
処理施設	破砕施設 (4基)						
	木くず 合計 240t/日( <sup>前回許可</sup> 240t/日)						
	廃プラスチック類 合計 <u>180</u> t/日( <sup>前回許可</sup> 95t/日)						
	がれき類 合計 <u>160</u> t/日( <sup>前回許可</sup> 320t/日)						
	焼却施設 (3基)						
	混焼 合計 153.6 t/日 ( <sup>前回許可</sup> 153.6 t/日)						
	(うち廃プラスチック類 合計 <u>64.3</u> t/日( <sup>前回許可</sup> 37.6t/日)						

#### 2 審査指標

#### 敷地の位置の適格性

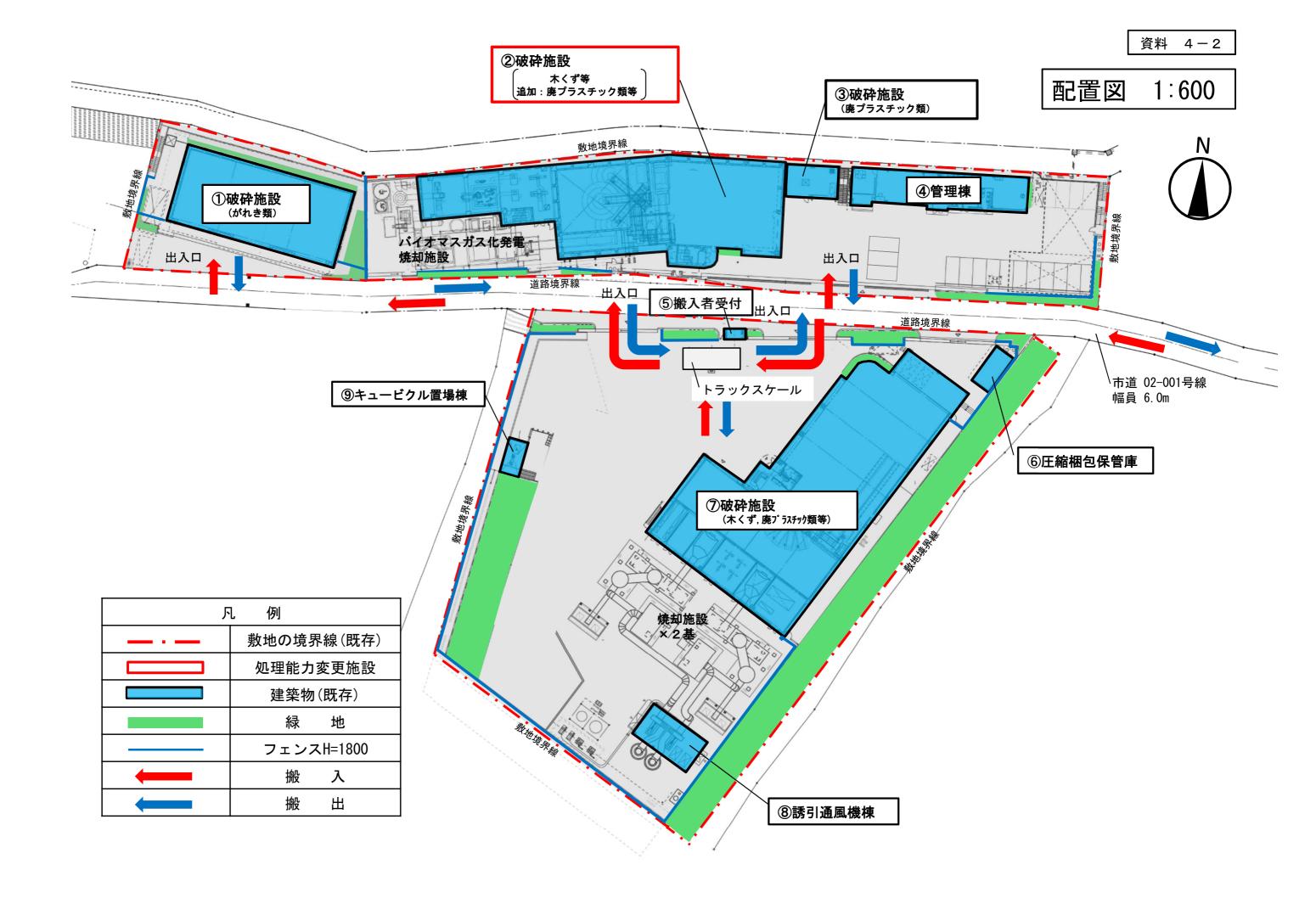
- ・ 近傍に既決定の都市施設はない。
- ・ 県及び市の都市計画との齟齬はない。
- ・ 敷地境界から 100m 以内に学校、病院等がない。
- ・ 申請地は市街化調整区域に位置している。

### 搬出入計画の妥当性

・ 主要な搬出入路は、幅員 6m の市道に接しており、車両の台数に増加はないため、 通行に支障はない。(搬出入車両は1日あたり約200台。)

#### 施設計画の妥当性

- ・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。
- ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、 処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。
- ・ 敷地周囲には、高さ 1.8m のフェンス等を設置し、敷地内に緑地帯を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。



# 環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の法令 等の適用の 有無	規制基準と の適合状況	備	考	
大気汚染	大気汚染防止法	有	適合	ばい煙発生施設に該当するため、バクフィルターや有害ガス除去装置を設置してばい塵及び排出ガスの低減を図り、規制基準を満たしている。また、一般粉じん発生施設に該当するため、粉じん防止のための散水を行っている。		
	ダイオキシン類 対策特別措置法	有	適合	特定施設に該当するため、バクフィルターの 設置等のダイオキシン対策を講じ、規制基準 を満たしている。		
	白井市公害防止 条例	無	_	【適用除外の理由】 ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設に該 当しないため。		
	騒音規制法	無	_	【適用除外の理由】 規制対象区域外のため。		
				敷地境界における測定値(平成30年11月29日)		
騒 音					時間24時間 規制値	
	白井市公害防止	有	適合	朝 (6~8時)	規制但 55dB	実測値 48dB
	条例	В	XIII L	昼間 (8~19時)	60dB	48dB
				夕 (19~22時)	55dB	49dB
				夜間 (22~6時)	50dB	47dB
振 動	振動規制法	無	_	【適用除外の理由】 規制対象区域外のため。		
	白井市公害防止 条例	有	適合	敷地境界における測定値(平成30年11月29日) [施設稼動時間24時間]		
				時間帯	規制値	実測値
				昼間 (8~19時) 夜間 (19~8時)	60dB 55dB	33dB 32dB
悪臭	悪臭防止法	無	_	後間 (19 <sup>-</sup> 〜8時) 55db 52db 52db		
	白井市公害防止 条例	有	適合	臭気については、年4回測定し、規制基準を満たしていることを確認している。		
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	_	【適用除外の理由】 規制対象外のため。		
	白井市公害防止 条例	無	_	【適用除外の理由】 水質汚濁に関する規制基準がないため。		